

職員初動マニュアル及びBCP 新旧対照表

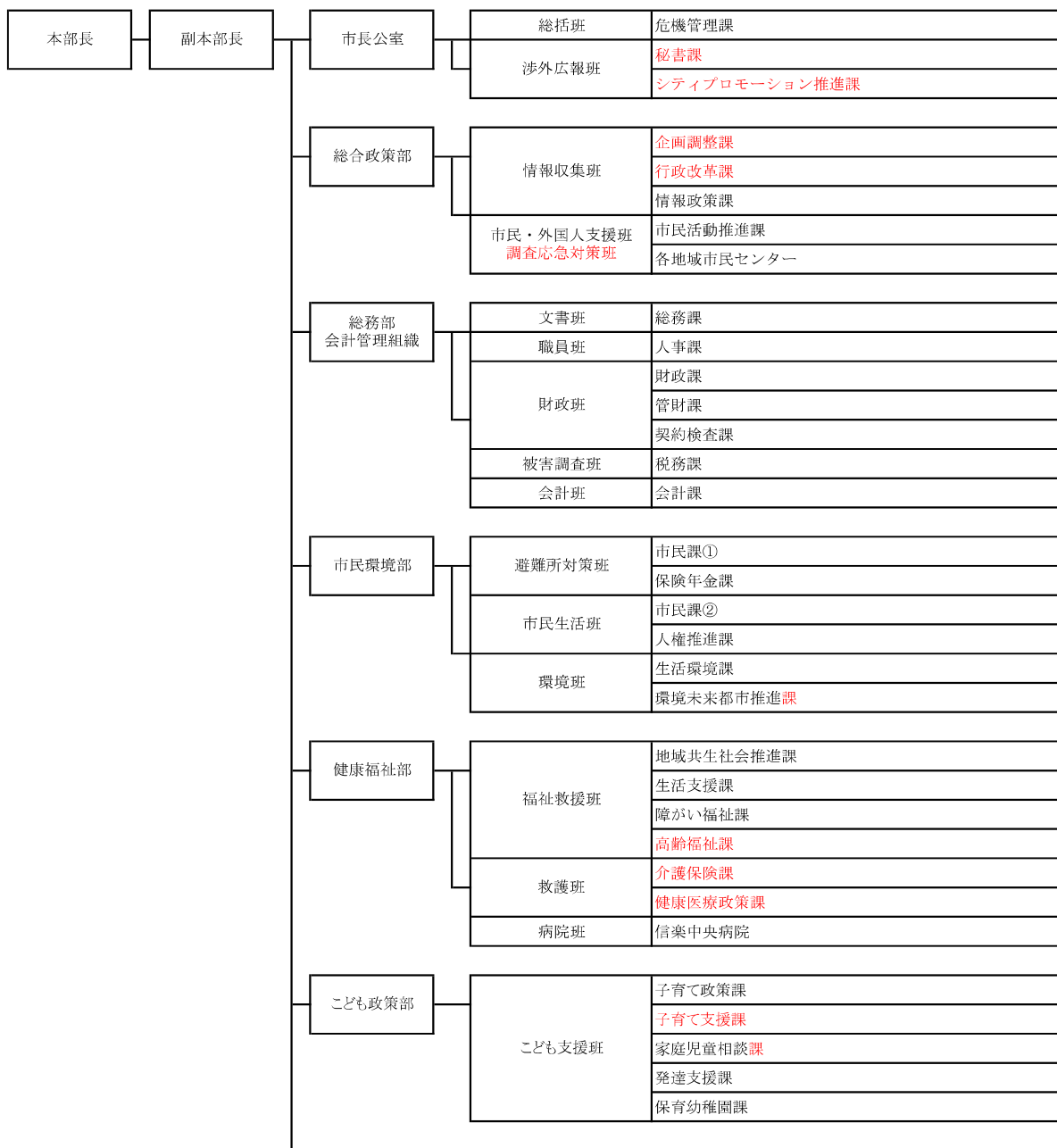
通番	種別	章(新)	頁(新)	旧	新	理由
1	初動	—	—	目次	目次	甲賀市業務継続計画(BCP)を初動マニュアルに統合。統合に伴う章、節及び頁の修正。
2	初動	1	1	本マニュアルは、災害対策基本法の規定に基づく甲賀市地域防災計画の災害時応急対応策のうち、大規模地震災害発生直後から概ね3日間及び風水害の準備段階から対応すべき組織及び活動計画についてより具体化を図ったものとして位置付ける。 なお、実際に災害時に活用されることを目的とするこのマニュアルの性格を踏まえ、今後の災害の経験や訓練の成果等をもとに、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直しするものとする。	本マニュアルは、災害対策基本法の規定に基づく甲賀市地域防災計画の災害時応急対応策のうち、大規模地震災害発生直後から概ね3日間及び風水害の準備段階から対応すべき組織及び活動計画についてより具体化を図ったものとして位置付ける。 また、本マニュアルは、甲賀市業務継続計画(BCP)と連携し、災害発生時における初動対応を確実に行うことで、市の重要業務の継続及び早期復旧を支えるための実務指針として位置付ける。 なお、実際に災害時に活用されることを目的とするこのマニュアルの性格を踏まえ、今後の災害の経験や訓練の成果等をもとに、より実効性のあるマニュアルとなるよう、「甲賀市業務継続計画(第8章)」に基づき、継続的に見直しするものとする。	BCP統合に伴う目的と位置づけの追記。
3	初動	1	2	3) 被災者への適切な対応 市民や来訪者、特に要配慮者(乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等)に対して適切な配慮に努めること。 また、被災者の災害による家族の死亡や財産損壊による精神的打撃を最大限考慮し、軽率な発言は慎むとともに、適切な配慮で誠心誠意接すること。	3) 被災者への適切な対応 市民や来訪者、特に要配慮者(乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等)に対して適切な配慮に努めること。 また、家族の死亡や財産損壊等による被災者の精神的打撃を最大限考慮し、軽率な発言は慎むとともに、適切な配慮で誠心誠意接すること	表現の適正化
4	初動	1	2	4) 災害時の自主的な活動 本部からの指示のみでなく、状況に応じて自ら積極的に人員を必要とする部署の指揮下に入ること。	4) 災害時の自主的な活動 本部からの指示を基本としつつ、状況に応じて人員を必要とする部署の指揮命令系統の下で主体的に災害対応に当たること。	指揮命令系統を明確化するため。
5	初動	2	3	2.1 地震時 別紙2 参照	2.1 地震時 別紙1 参照	ページ番号が違い順に別紙番号を割り振るため。
6	初動	—	—	2.2 風水害時 別紙2 参照	2.2 風水害時 別紙1 参照	別紙に集約するため。
7	初動	3	4	2.3 動員配備人数の表(地震)	別表1のとおり	配備体制の変更
8	初動	3	5	3.2 動員配備体制 市内地震が発生した場合の職員の出動配備体制は以下のとおりとする。	3.2 動員配備体制 甲賀市業務継続計画(BCP)が実施された場合の職員の出動配備体制は前頁のとおりとする。	配備基準表の起位置変更に伴う修正
9	初動	3	5	3.3 南海トラフ地震臨時情報(緊急時の配備体制) ・南海トラフ地震臨時情報(緊急時)……警戒体制第1号体制 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)……災害警戒本部体制 配備体制の廃止基準 ・南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表されたとき ・被害及び応急対応の状況を把握した上で、災害警戒本部長が廃止の判断をしたとき ・災害対策本部が設置されたとき	3.3 南海トラフ地震臨時情報(緊急時の配備体制) ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)……準備体制 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)……第1号体制 配備体制の廃止基準 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・巨大地震警戒)発表が終了したとき ・被害及び応急対応の状況を把握した上で、災害警戒本部長が廃止の判断をしたとき ・災害対策本部が設置されたとき	配備体制の変更
10	初動	3	5	3.4 非常時体制 危機・安全管理統括監を議長とし、次長級を構成員とする危機管理委員会により以下の事項を調整する。 ・全庁的な危機管理体制の強化 ・危機事業の対応部局の調整 ・理事者の意思決定の支援 ・中核地域市長センターとの連携	3.4 非常時体制 危機・安全管理統括監を議長とし、次長級を構成員とする危機管理委員会により以下の事項を調整する。 ・全庁的な危機管理体制の強化 ・危機事業の対応部局の調整 ・理事者の意思決定の支援 ・地域市長センターとの連携	時点修正
11	初動	3	6	3.5.2 災害警戒本部の体制 (1)組織 本部員 危機・安全管理統括監(市長公室長)、総合政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、こども政策部長、産業経済部長、建設部長、建設部理事、上下水道部長、教育部長、教育委員会理事、教育委員会理事、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者、消防次長(水口消防署長)、消防団長	3.5.2 災害警戒本部の体制 (1)組織 本部員 危機・安全管理統括監(市長公室長)、総合政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、こども政策部長、産業経済部長、建設部長、都市政策部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者、消防次長(水口消防署長)、消防団長	機構改編に伴う修正
12	初動	3	6	3.5.3 災害対策本部の体制 (1)組織 災害対策本部は、市長を本部長とし、次の構成員をもって構成するものとする。災害対策本部の設置がなされたときに本部長が不在の場合は、副本部長である副市長をその職務代行とする。 また、副市長が不在のときには、危機・安全管理統括監がその職務代行をする。 本部員 災害警戒本部各部長、次長、消防次長(水口消防署長)、消防団長	3.5.3 災害対策本部の体制 (1)組織 災害対策本部は、市長を本部長とし、次の構成員をもって構成するものとする。災害対策本部の設置がなされたときに本部長が不在の場合は、副本部長である副市長をその職務代行とする。 また、副市長が不在のときには、危機・安全管理統括監がその職務代行をする。 【除く職務代行は、「甲賀市業務継続計画(8.5.3 指揮命令系統の確立(職務代行))」のとおりとする。】 本部員 災害警戒本部員と同一	BCP統合に伴う内容の重複回避のため追記。 表現の適正化
13	初動	3	7	3.5.4 初動緊急特別体制(閉庁時) 閉庁時に市内で震度5強以上の大規模な地震が発生した場合に、情報収集、広報、救助、医療、避難、生活物資等の緊急かつ優先的に対応しなければならない災害応急対策を実施するため、初動緊急特別体制をとる。 また、初動緊急特別体制は、災害発生後概ね24時間は活動を継続する(災害対策本部の有無を問わない)。その後、災害対応状況に応じて災害対策本部長の指示により災害対策本部体制又は災害対策本部に移行する。	3.5.4 初動緊急特別体制(閉庁時) 閉庁時に市内で震度5強以上の大規模な地震が発生した場合に、情報収集、広報、救助、医療、避難、生活物資等の緊急かつ優先的に対応しなければならない災害応急対策を実施するため、初動緊急特別体制をとる。 また、初動緊急特別体制は、災害発生後概ね24時間は活動を継続する(災害対策本部の有無を問わない)。その後、災害対応状況に応じて災害対策本部長の指示により災害対策本部体制に移行する。	誤記修正
14	初動	3	7	新規	3.5.5 動員配備人数 別紙2 参照	別紙に集約するため

15	初動	4	8	4. 風水害時の対応 4.1 配備基準 風水害時における配備体制と配備基準は 次頁 のとおりとする。 ※ 人員基準 に合致しない場合であっても、市長が必要と認めるとき(警報が発令される 見込みがある場合等)は状況に応じた体制をとる。 ※ 特に、台風接近時の対応 にはいつ(いつまでに)、誰が、何をすべきかを事前に決めて行動する。事前行動計画(タイムライン)を活用する。 ※なお、突発的な集中豪雨等により、警報(大雨・洪水・暴風・大雪・暴風警報)の1以上が市内に発表されたときは、直ちに準備体制とする。この場合、体制配備に関する指示連絡が遅延することが予測されるため、該当する部局においては自主参加とする。	4. 風水害時の対応 4.1 配備基準 風水害時における配備体制と配備基準は 以下 のとおりとする。 ※ 以下の基準 に合致しない場合であっても、市長が必要と認めるときは状況に応じた体制をとる。	配備体制の変更
16	初動	4	8	4.2 配備基準の表(風水害)	別表2のとおり	配備体制の変更
17	初動	4	10	4.2 動員配備体制 風水害発生時における、職員の動員配備体制は以下のとおりとする。 市に災害対策本部を設置したときは、災害時の法令に基づき、他に「災害対策本部(又は水防本部)」が設置されている場合には、災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。	4.2 動員配備体制 風水害発生時における、職員の動員配備体制は以下のとおりとする。 市に災害対策本部を設置したときは、災害時の法令に基づき、他に災害対策本部(又は水防本部)が設置されている場合には、災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。	誤記修正
18	初動	4	10	4.3 事前行動計画(タイムライン)の取り組み主体 タイムラインの取組主体は、危機管理課とし、本部体制設置後は本部に引き継ぐこととする。	4.3 事前行動計画(タイムライン)の取り組み 野洲川流域安全協議会の関係機関で運用する野洲川流域水防タイムラインについても同時に参照する。	時点修正
19	初動	4	10	4.4 事前行動計画(タイムライン)策定に向けた検討項目 ① タイムライン適用判断・進捗管理 ② 台風・気象情報等の整理・分析 ③ 配備体制に関する事項 ④ 消防団(水防団)に関する事項 ⑤ 公共交通機関運行情報等の把握及び広報 ⑥ 早期開設の避難場所の運用に関する事項	4.4 平常時 台風情報や早期注意情報にかかる情報共有は危機管理委員会により行う。	時点修正
20	初動	—	—	4.5 平常時体制-第一号体制A 危機安全管理統括監を議長とし、次長級を構成員とする危機管理委員会により以下の事項を調整する。 ・全庁的な危機管理体制の強化 ・危機事業の対応部局の調整 ・理事者の意思決定の支援 ・中核地域市長センターとの連携	削除	配備体制の変更
21	初動	—	—	4.5 平常時体制-第一号体制A 危機安全管理統括監を議長とし、次長級を構成員とする危機管理委員会により以下の事項を調整する。 ・全庁的な危機管理体制の強化 ・危機事業の対応部局の調整 ・理事者の意思決定の支援 ・中核地域市長センターとの連携	削除	別紙に集約するため
22	初動	4	11	4.5.2 災害対策本部の体制 (1) 組織 本部長 危機・安全管理統括監、総合政策部長、総合政策部理事、総務部長、総務部理事、市民環境部長、健康福祉部長、こども政策部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局、監査委員事務局、会計管理官、消防次長(水口消防署長)、消防団長	4.5.2 災害対策本部の体制 (1) 組織 本部長 危機・安全管理統括監(市長公室長)、総合政策部長、総合政策部理事、総務部長、総務部理事、市民環境部長、健康福祉部長、こども政策部長、産業経済部長、建設部長、都市政策部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局、監査委員事務局、会計管理官、消防次長(水口消防署長)、消防団長	機構構成に伴う修正
23	初動	4	11	4.5.3 災害対策本部の体制 (2) 組織 災害対策本部は、市長を本部長とし、次の構成員をもって構成するものとする。災害対策本部の設置がなされたときに本部長が不在の場合は、副本部長である副市長をその職務代行者とする。 また、副市長が不在の際には、危機・安全管理統括監がその職務代行をする。	4.5.3 災害対策本部の体制 (2) 組織 災害対策本部は、市長を本部長とし、次の構成員をもって構成するものとする。災害対策本部の設置がなされたときに本部長が不在の場合は、副本部長である副市長をその職務代行者とする。 また、副市長が不在の際には、危機・安全管理統括監がその職務代行をする。 【以降の職務代行は、「甲賀市業務継続計画(8.5.3 指揮命令系統の確立(職務代行))」のとおりとする。	BOP統合に伴う内容の重複回避のため 表現の適正化
24	初動	4	11	4.5.4 動員配備人数 別紙2 参照	4.5.4 動員配備人数 別紙2 参照	別紙に集約するため
25	初動	5	12	5.1 動員の連絡 (1) 開庁時 庁内メール、特定配信メール(携帯電話)又は電話等で連絡する。 (2) 閉庁時 閉庁時における参集等の伝達は、災害対策本部事務局員が災害対策本部長、災害対策本部事務局長の指示を受け、関係者に庁内メール、特定配信メール(携帯電話)又は電話等で連絡を行う。 なお、問い合わせ等によって通信回線が混み合い、電話では通話できない状態になった場合は、気象予報及び災害情報をテレビ、ラジオ等により積極的に収集し、努め自己判断により参集する。 また、各部、各所においては、あらかじめ定めた連絡方法により伝達する。さらに、通常の伝達方法により難しい場合は、音声放送、株式会社あいこまこうか等市内放送送信事業者等のメディアにより参集を呼びかける。	5.1 動員の連絡 (1) 開庁時 庁内グループウェア、特定配信メール(スマートフォン)又は口達等で行う。 (2) 閉庁時 閉庁時における参集等の伝達は、災害対策(警戒)本部事務局員が災害対策(警戒)本部長、災害対策(警戒)本部事務局長の指示を受け、関係者に庁内グループウェア、特定配信メール(スマートフォン)又は口達等で行う。 なお、問い合わせ等によって通信回線が混み合い、電話では通話できない状態になった場合は、気象情報等をテレビ、ラジオ等により積極的に収集し、自己判断により参集する。 また、各部、各所においては、あらかじめ定めた連絡方法により伝達する。さらに、通常の伝達方法により難しい場合は、屋外拡声器、屋内放送端末、ラジオ等により参集を呼びかける。	時点修正
26	初動	5	12	5.2 動員時の留意点 (1) まず自分と家族の安全を確保する。 (2) テレビ、ラジオ等により震度や気象予報等の情報を収集する。	5.2 動員時の留意点 (1) まず自分と家族の安全を確保する。 (2) テレビ、ラジオ等により震度や気象情報等を収集する。	表現の適正化
27	初動	5	13	【地震発生時動員連絡フロー】 各部長一動員一各課長(課員)	【地震発生時動員連絡フロー】 各部長一動員一各課長(課員)	誤記修正
28	初動	5	14	【風水害時動員連絡フロー】 各部長一動員一各課長(課員)	【風水害時動員連絡フロー】 各部長一動員一各課長(課員)	誤記修正
29	初動	6	15	6.1 参集方法 なお、大規模な地震発生時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるので、自動車の使用はなるべく控え徒歩、自転車、バイクや電車を利用する。	6.1 参集方法 なお、大規模な地震発生時には道路の寸断や交通渋滞、公共交通機関の運休等の可能性がある。自動車や公共交通機関の使用はなるべく控え徒歩や自転車、バイクの利用を基本とする。	災害時に公共交通機関の機能が停止する前提に修正
30	初動	6	15	(1) 参集時の注意事項 ② 携帯品 手袋、タオル、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、カップが必要な用具を入れたリュックサック等に入れて出勤する。 ※ 平常時から準備しておくこと。	(1) 参集時の注意事項 ② 携帯品 手袋、タオル、食料・飲料水、着替え、衛生用品、ヘルメット、懐中電灯、携帯ラジオ、カップが必要な用具を持って出勤する。 ※ 参集要領に記した内容を消費することがないよう、職員は原則として業務を継続するうえで自己の生活維持に必要な物資を携帯すること。 ※ 平常時から準備しておくこと。	職員自身も被災者となることを前提に、参集後の業務継続体制を確保するため
31	初動	6	15	④被害状況等の報告 参集途中において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所の所属長に報告する。被害状況としては、要救助・医療情報、家屋・建物倒壊状況、火災情報、道路情報等とする。⇒参集途中報告書(様式1)	④被害状況等の報告 参集途中において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所の所属長に報告する。被害状況としては、要救助・医療情報、家屋・建物倒壊状況、火災情報、道路情報等とする。⇒参集途中報告書(様式1)	誤記修正
32	初動	6	15	(2) 参集途中の緊急措置 参集途中で知り得た被害状況等の情報について所属長等を通じて本部に報告する。 参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、状況を上層の者に報告し、対応について指示を求め、また、必要に応じて付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うと共に、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。	(2) 参集途中の緊急措置 参集途中で知り得た被害状況等の情報について所属長等を通じて本部に報告する。 参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、状況を上層の者に報告し、対応について指示を求め、また、必要に応じて付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うと共に、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。	表現の適正化
33	初動	6	16	6.3 交通途絶時の参集 閉庁時の非常参集は、あらかじめ指定された参集場所に集まることを原則とするが、交通の途絶や参集途中で被災のおそれがある場合は、最寄りの旧支所の地域市民センターに参集し、当該機関の上層者の指示に従い応急対策活動に従事する。	6.3 交通途絶時の参集 閉庁時の非常参集は、あらかじめ指定された参集場所に集まることを原則とするが、交通の途絶や参集途中で被災のおそれがある場合は、最寄りの旧支所の地域市民センターに参集し、当該機関の上層者の指示に従い応急対策活動に従事する。	時点修正
34	初動	6	16	6.4 参集者と被災状況の集約 (1) 開庁時 ① 所属長は、所管内の参集者と被災状況を随時集約し、人事課長に報告する。 ② 人事課長は、必要に応じ全体の参集者と被災状況を随時集約し本部長に報告する。 ③ 各部(課)長は、家族、自宅等に被災が判明した所属内職員の帰宅、支援等を検討する。 (2) 閉庁時 ① 参集路上に被害を確認した職員は参集途中報告書(様式1)を作成し所属長に提出すること。 ② 所属長は、所管内の参集者を把握し、被災状況報告書(様式2)に参集途中報告書(様式1)を添付し、情報収集に報告する。また、連絡のない職員については連絡網等により安否の確認を行う。 ③ 人事課長は、全体の参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。	6.4 参集者と被災状況の集約 (1) 開庁時 ① 所属長は、所管内の参集者と被災状況を随時集約し、人事課長に報告する。 ② 人事課長は、必要に応じ全体の参集者と被災状況を随時集約し本部長に報告する。 ③ 各部(課)長は、家族、自宅等に被災が判明した所属内職員の帰宅、支援等を検討する。 (2) 閉庁時 ① 参集路上に被害を確認した職員は参集途中報告書(様式1)を作成し所属長に提出すること。 ② 所属長は、所管内の参集者を把握し、参集被災状況報告書(様式2)に参集途中報告書(様式1)を添付し、人事課長に報告する。また、連絡のない職員については連絡網等により安否の確認を行う。 ③ 人事課長は、全体の参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。	誤記修正
35	初動	6	16	6.5 参集できない場合の行動指針 職員自ら又は、家族・家庭が被災した場合には、負傷等の程度に応じて、下記の要領により対処する。なお、ケガ等の理由により、参集が不可能な場合には、連絡が可能になり次第、速やかに所属長に状況を連絡し、指示を受ける。参集できない状況になれば、直ちに参集する。	6.5 参集できない場合の行動指針 職員自ら又は、家族・家庭が被災した場合には、負傷等の程度に応じて、次頁の要領により対処する。なお、ケガ等の理由により、参集が不可能な場合には、連絡が可能になり次第、速やかに所属長に状況を連絡し、指示を受ける。参集できない状況になれば、直ちに参集する。 ※職員動員・連絡体制・参集の全庁的方針は「甲賀市業務継続計画(8.5 業務継続のための職務体制の確保)」を参照。	BOP統合に伴う内容の重複回避のため
36	初動	6	17	■負傷等の参集要領 家族に死傷者が発生した場合	■負傷等の参集要領 家族に死傷者が発生した場合	誤記修正
37	初動	7	18	7.1 初動緊急時の災害対策 このため、災害対策本部の体制が確立するまでの間、参集状況や災害状況により臨機応変な組織編成により対応する体制が必要となる。これを初動緊急特別体制と位置づけ、一時的に現有人員を確保して柔軟に任務に対応する体制を構築する。 初動緊急特別体制の任務は原則として、災害対策本部の業務分掌により実施するが、参集した職員から災害直後の緊急業務として、優先して初動緊急特別体制における業務を実施し、災害対策本部体制又は災害対策本部体制の確立に向けた諸活動を実施する。	7.1 初動緊急時の災害対策 このため、災害対策本部の体制が確立するまでの間、参集状況や災害状況により臨機応変な組織編成により対応する体制が必要となる。これを初動緊急特別体制と位置づけ、一時的に現有人員を確保して柔軟に任務に対応する体制を構築する。 初動緊急特別体制の任務は原則として、災害対策本部の業務分掌により実施するが、参集した職員から災害直後の緊急業務として、優先して初動緊急特別体制における業務を実施し、災害対策本部体制の確立に向けた諸活動を実施する。	誤記修正

38	初動	7	19	7.2 初動緊急特別体制での対応 初動緊急特別体制では、参集した職員から、各自の任務とは異なる災害対策本部を設置するまでの諸活動を実施する必要がある。従って、参集した職員から次の活動要領にしたがい、災害対策本部を確立するための諸活動に着手する。なお、災害対策は、時間の経過とともに活動量が増大し、内容も複雑となってくることから、職員の参集人員が増加し、各対策班での活動が可能となってきた時点で、災害対策本部又は災害対策本部に移行する。	7.2 初動緊急特別体制での対応 初動緊急特別体制では、参集した職員から、各自の任務とは異なる災害対策本部を設置するまでの諸活動を実施する必要がある。従って、参集した職員から次の活動要領にしたがい、災害対策本部を確立するための諸活動に着手する。なお、災害対策は、時間の経過とともに活動量が増大し、内容も複雑となってくることから、職員の参集人員が増加し、各対策班での活動が可能となってきた時点で、災害対策本部による災害対策活動に移行する。	筆記修正
39	初動	7	19	7.2 初動緊急特別体制での対応 (1) 参集場所 休日など非庁時に震度5強以上の地震が発生した場合、参集すべき職員は、あらかじめ指定された場所(本庁職員:勤務する庁舎、各地域市民センター職員:各地域市民センター ※ただし、道路寸断等により、指定場所への参集ができない場合は、最寄りの地域市民センターとする。)	7.2 初動緊急特別体制での対応 (1) 参集場所 休日など非庁時に震度5強以上の地震が発生した場合、参集すべき職員は、あらかじめ指定された場所へ参集する。 ※参集場所の詳細は、別紙1「災害発生時対応フロー」を参照。 ※道路寸断等により、指定場所への参集ができない場合は、最寄りの地域市民センターとする。	重複して記載しているため
40	初動	7	19	(2) 指揮命令権者 初動緊急特別体制時の指揮命令権者は、原則、市長とするが、市長が発令するまでの間は参集できた者のうち、最上席の者を長とし、各部門の調整及び職員の指揮を担う。なお、活動中において上席の者が参集した場合には、指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。 甲賀市役所に本部を設置できないときは、本部長は、本部の代替施設を指定し、電話、職員参集メールや建物への張り紙等により、全職員に周知する。	(2) 指揮命令権者 初動緊急特別体制時の指揮命令権者は、原則、市長とするが、市長が発令するまでの間は参集できた者のうち、最上席の者を長とし、各部門の調整及び職員の指揮を担う。なお、活動中において上席の者が参集した場合には、指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。 甲賀市役所に本部を設置できないときは、本部長は、本部の代替施設を指定し、電話、職員参集メールや建物への張り紙等により、全職員に周知する。 ※代替施設は、7.8.0.1 庁舎耐震性の確保を参照。	補足追加
41	初動	7	19	(3) 活動要領 職員は、参集した者から速やかに災害発生時対応フロー、地震時(A-3~A-6)初動緊急特別体制の行により活動を開始し、災害対策本部設置活動に積極的に協力する。	(3) 活動要領 職員は、参集した者から速やかに別紙1「災害発生時対応フロー」の地震時における初動緊急特別体制の行により活動を開始し、災害対策本部設置活動に積極的に協力する。	別紙集約に伴う修正
42	BCP	8	20	1-1-1 背景 甲賀市(以下「市」という。)では、災害対策基本法に基づき、市内全域における災害の予防対策に取り組み、応急・復旧対策に備えるための「地域防災計画」を策定している。一方で、阪神・淡路大震災(H7)、新潟県中越地震(H16)、東日本大震災(H23)では、大規模災害によって庁舎の被災や停電、職員が被災し参集が困難になると、行政が「地域防災計画」で定める応急対策業務や、継続して行うべき通常業務に支障が及ぶ事象となった。 市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うとともに、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務も抱えている。大規模な災害発生時においても、それらの業務を円滑に行うために、業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えることが求められている。	8.1 計画の目的と方針 本章では、災害時における市の重要業務の継続及び早期復旧を確保するための指針として策定している「甲賀市業務継続計画(Business Continuity Plan:BCP)」を掲載する。本計画は、災害発生時における初動対応を定めた「甲賀市災害時職員初動マニュアル」を補充するものであり、初動対応後の業務継続及び復旧段階を対象とする。両計画を一体的に運用することにより、災害時においても行政機能の維持、市民生活の安定及び迅速な復旧を図ることを目的とする。 (本業務継続計画で定める事項) ・非常時優先業務 ・業務継続のための執務体制 ・業務継続のための執務環境	BCP統合に伴う目的及び方針の修正
43	BCP	8	23	2.被害状況の想定	8.2 被害状況の想定 本計画における被害想定は、甲賀市地域防災計画(本編第2章甲賀市の概況と災害)に示されている被害想定を基本的な前提として整理するものとし、当該計画に基づき被害の発生を想定したうえで、業務継続及び非常時対応の検討を行うものとする。	重複して記載しているため
44	BCP	—	—	2-1 想定する危機事象 2-1-1 直下型地震 2-1-2 海溝型地震 2-2 被害状況の想定	削除	重複して記載しているため
45	BCP	8	23	2-3 業務継続への影響 想定する危機事象において、市では最大で震度6弱~6強程度の地震の揺れによって、以下に示すような被害が発生する。また、職員自身も被災し、住宅等に被害を受ける可能性が高くなる。業務継続上では、庁舎等建物の被災により業務機能に支障が生じること、交通機関の麻痺により物資が不足することなど広範にわたる影響が発生することが想定できる。	8.2.1 業務継続への影響 想定する危機事象において、市では最大で震度6弱~6強程度の地震の揺れによって、建物の損壊やライフラインの停止、交通機関の麻痺等が発生し、市内全域にわたり甚大な被害を一体的に発生させることとなり、職員自身も被災し、被害を受ける可能性があることから、業務継続上マンパワーが不足すること、庁舎等建物の被災により業務機能に支障が生じること、交通機関の麻痺により物資が不足することなど広範にわたる影響が発生することが想定できる。	簡素化を図るため
46	BCP	8	—	<気象庁震度階級関連解説表抜粋(震度6弱~6強程度の揺れで発生する現象や被害の状況)>の表	削除	簡素化を図るため
47	BCP	8	24	3-1 業務継続体制を検討する対象 本計画は、以下の施設に属する組織を対象とする。(※出先機関、施設は除く。) ・水口庁舎(社会福祉センター、保健センター含む) ・甲南庁舎 ・土山地域市民センター ・甲賀大原地域市民センター ・信楽地域市民センター	8.3.1 業務継続体制を検討する対象 本計画は、以下の施設に属する組織を対象とする。(※出先機関、施設は除く。) ・甲賀市役所庁舎 ・甲南地域市民センター ・土山地域市民センター ・甲賀地域市民センター ・信楽地域市民センター	時点修正及び機構改編に伴う修正 重複して記載しているため
48	BCP	—	—	3-2 非常時の業務継続体制 本計画において、非常時の業務継続体制を検討する組織は、地域防災計画で定められた以下の組織(10部25班)とする。	8.3.2 非常時の業務継続体制 本計画において、非常時の業務継続体制を検討する組織は、別紙3「災害対策本部組織図」のとおりとする。	重複して記載しているため
49	BCP	8	25	<地域防災計画における災害対策本部体制>の表 4-1-1 非常時優先業務の選定方法 非常時優先業務は、以下の方法で選定を行った。 ①非常時優先業務調査シートによる関係部署調査 ②上記を整理後、全関係部署へのヒアリング調査 4-1-2 非常時優先業務の選定結果 本計画では、業務開始目標時間について、発災後2週間(資源が著しく不足し混乱する期間)であり、かつ業務実施環境が概ね望ましい通常業務への移行が確立されると考えられる期間までに設定した業務について整理した。 各班は、別紙1「災害発生時対応フロー」を参考に、業務の優先順位を定めた対応を行うとともに、平時からこれらの業務が迅速に対応できるように課題を洗い出し、対策に努めるものとする。	8.4.1.2 非常時優先業務の選定方法 非常時優先業務は、以下の方法で選定を行った。 ・非常時優先業務調査シートによる全関係部署への調査 8.4.1.3 非常時優先業務の選定結果 本計画では、業務開始目標時間について、発災後2週間(資源が著しく不足し混乱する期間)であり、かつ業務実施環境が概ね望ましい通常業務への移行が確立されると考えられる期間までに設定した業務について整理した。 各班は、別紙1「災害発生時対応フロー」を参考に、業務の優先順位を定めた対応を行うとともに、平時からこれらの業務が迅速に対応できるように課題を洗い出し、対策に努めるものとする。	時点修正 別紙集約に伴う修正
50	BCP	8	26	<各課の連携・情報発信関係図>の表	別表3のとおり	機構改編に伴う修正
51	BCP	8	27	5-1 職員の参集 5-1-1 参集予測 (1)対象 震度5強以上の地震が発生した時は、災害対策本部が設置され、全職員が参集対象となる。参集予測は、各人が勤務地である以下に示す各施設に参集するものとして、災害対策本部の部署単位で行った。 <参集予測対象人数> 施設(参集場所) 人数 水口庁舎 306 甲南庁舎 125 土山地域市民センター 9 甲賀大原地域市民センター 9 信楽地域市民センター 9 計 519	8.5.1 職員の参集 8.5.1.1 参集予測 (1)対象 震度5強以上の地震が発生した時は、災害対策本部が設置され、全職員(再任用含む)正増職員及び施設長または月給給付の会計年度任用職員が参集対象となる。参集予測は、緊急情報伝達システムの職員あてメール配信テストにより、甲賀市役所庁舎に参集するものとして災害対策本部の部署単位で行った。 <参集予測対象人数>の表を削除	重複して記載しているため
52	BCP	8	27	(2)参集予測に用いた考え方 1. 想定する危機事象(地震)が勤務時間外の早朝5時に発生。 2. 参集率がより低下する条件を予め想定するため、勤労対象となる全職員が「自宅から参集先まで、徒歩・自転車・バイクで移動する」という条件で予測を行った。なお、災害による交通情報の悪化等により通常時よりも歩行速度が落ちるものとし、歩行速度は時速3kmとした。 3. 発災後72時間(3日間)までは、職員の約半数が被災し、全職員のうち4割は参集できないものとした。なお、発災後168時間(1週間)までには参集不能となっていた職員も参集できると想定するが、職員の死亡で、入院等により全職員の2%は参集不能と想定した。	(2)参集予測に用いた考え方 1. 想定する危機事象(地震)が勤務時間外の午前8時00分に発生。 2. 参集率がより低下する条件を予め想定するため、勤労対象となる全職員が「自宅から参集先まで、徒歩・自転車・バイクで移動する」という条件で予測を行った。	案件の変更
53	BCP	8	28	(3) 参集予測結果 1. 水口庁舎 参集予測の条件:勤務時間外の早朝5時に地震発生(職員は徒歩で庁舎に参集)対象総数 366人 参集予測の結果:概ね8時間以内に5割弱、12時間以内に6割弱の職員の参集が予測される。(参考:通常時は平均20分程度で参集が可能。)	(3) 参集予測結果 参集予測の条件:勤務時間外の午前8時00分に地震発生(職員は徒歩等で庁舎に参集)対象総数 1332人 参集予測の結果:概ね3時間以内に6割、1日以内に8割の職員の参集が予測される。(参考:通常時は平均20分程度で参集が可能。)	時点修正
54	BCP	8	28	<参集予測結果(水口庁舎)>の表 新規	別表4のとおり	時点修正
55	BCP	8	28	<参集予測結果(水口庁舎)>の表	別表4のとおり ※緊急情報伝達システムの職員あてメール配信テストにおいて、回答がなかった職員は「参集不能」として計上したため、上記の人数に含んでいない。 ※上記の結果は、2025年11月15日に実施した職員情報伝達訓練のデータに基づき作成したものである。	補足追記
56	BCP	—	—	<参集予測結果グラフ(水口庁舎)>の表	削除	不要

57	BCP	—	—	<p>2) 甲南庁舎 参集予測の条件:勤務時間外の早朝5時に地震発生(職員は徒歩で庁舎に参集)対象総数125人 参集予測の結果:概ね8時間以内に5割程度の職員の参集が予測される。 (参考:通常時は平均15分程度で参集が可能。)</p> <p><参集予測結果(甲南庁舎)> 参集時期 参集人数 ※()内は累積 発災直後～1時間 12人(累計12人、9.6%) 1時間～3時間以内 29人(累計41人、32.8%) 3時間～3日以内 30人(累計71人、56.8%) 3日～1週間以内 50人(累計121人、96.8%) ※累計%表示は、人数を累計上積数処理しているため、最終的に全職員2%を参集不能としている結果と異なる。</p>	削除	参集先を甲賀市役所本庁としているため。
58	BCP	—	—	<p><参集予測結果グラフ(甲南庁舎)> 甲南庁舎の参集予測</p>	削除	参集先を甲賀市役所本庁としているため。
59	BCP	—	—	<p>3) 地域市民センター 参集予測の条件:勤務時間外の早朝5時に地震発生(職員は徒歩で庁舎に参集)対象総数各9人 参集予測の結果:概ね8時間以内に5割程度の職員の参集が予測される。 (参考:通常時は平均15分程度で参集が可能。)</p> <p><参集予測結果(地域市民センター)> 参集時期 参集人数 ※()内は累積 発災直後～1時間 土山 0人(累計0人、0.0%) 甲賀大原 0人(累計0人、0.0%) 信楽 2人(累計2人、22.2%) 1時間～3時間以内 土山 1人(累計1人、11.1%) 甲賀大原 4人(累計4人、44.4%) 信楽 2人(累計4人、44.4%) 3時間～3日以内 土山 4人(累計5人、55.6%) 甲賀大原 1人(累計5人、55.6%) 信楽 1人(累計5人、55.6%) 3日～1週間以内 土山 3人(累計8人、88.9%) 甲賀大原 3人(累計8人、88.9%) 信楽 3人(累計8人、88.9%) ※累計%表示は、人数を累計上積数処理しているため、最終的に全職員2%を参集不能としている結果と異なる。</p>	削除	参集先を甲賀市役所本庁としているため。
60	BCP	—	—	<p><参集予測結果グラフ(地域市民センター)> 地域市民センターの参集予測</p>	削除	参集先を甲賀市役所本庁としているため。
61	BCP	8	29	<p>5-1-2 課題 想定する危機事象(勤務時間外の早朝5時に地震が発生し、各自徒歩で参集)においては、1時間以内に参集可能な職員は約10%、3時間以内で約30～40%、3日以内でも約55%となり、通常時より圧倒的に職員数が不足する事態になることが想定される。</p>	8.5.1.2 課題 想定する危機事象(勤務時間外の午前8時00分に地震が発生し、各自徒歩等で参集)において、配信テストの結果、1時間以内に参集可能な職員は約37%、3時間以内で約60%、3日以内でも約85%となったが、職員本人及び家族の被災、救出・救助活動等により、通常時及び配信テスト時より圧倒的に職員数が不足する事態になることが想定される。	時点修正および補足追記
62	BCP	8	29	<p>(1) マニュアルの整備 初期マニュアル等を作成し、配備体制基準、参集基準、参集ルール及び職員一人ひとりの役割を周知徹底する。 非常時優先業務の中でも、優先度の高い業務は、参集可能な限られた職員で対応しなければならぬため、あらかじめ業務マニュアルを作成するなど、担当部署以外の職員でも効率的な業務遂行ができるような仕組みや業務遂行の手順などを事前に検討する。</p>	(1) マニュアルの整備 初期マニュアル等を作成し、配備体制基準、参集基準、参集ルール及び職員一人ひとりの役割を周知徹底する。 非常時優先業務の中でも、優先度の高い業務は、参集可能な限られた職員で対応しなければならぬため、あらかじめ業務マニュアルを作成するなど、担当部署以外の職員でも効率的な業務遂行ができるような仕組みや業務遂行の手順などを事前に検討する。 ※前回の参集予測を参考に、発災時に参集した職員をもって、災害時職員初期マニュアルに基づき、災害対策業務及び優先継続業務を割り当てる。	補足追記
63	BCP	8	30	<p>5-2-1 現状 なお、職員の伝達は、各部、各課においてあらかじめ定めた連絡方法(甲賀市緊急情報伝達システム等)により伝達することになっている。さらに、通常の伝達方法が困難な場合は、地域情報基盤による音声放送、視覚ICMコウカ等市内放送通信事業者のメディア等により参集を呼びかけることになっている。</p>	8.5.2.1 現状 なお、職員の伝達は、各部、各課においてあらかじめ定めた連絡方法(甲賀市緊急情報伝達システム等)により伝達することになっている。さらに、通常の伝達方法が困難な場合は、屋外拡声器、屋内放送端末、ラジオ等により参集を呼びかけることになっている。	時点修正
64	BCP	8	32	<p><指揮命令系統の確立(職務代行)>の表</p>	別表5のとおり	時点修正及び機構改編に伴う修正
65	BCP	8	32	<p>新規</p>	<p>※1「甲賀市長の職務を代理する職員を定める規則」に基づく職務代行順位とする。 ※2「甲賀市事務専決規程」に基づく職務代行順位とする。 ※3「甲賀市教育長の職務代理者の事務委任に関する規則」に基づく職務代行順位とする。 ※4 職務代行者は、毎年度の人事異動時に各課へ照会し、当該年度における職務代行者として事前に定めるものとする。また、災害時の参集可能性を確保するため、市内在住職員を必ず構成に含めること。</p>	時点修正及び機構改編に伴う修正
66	BCP	8	32	<p>新規</p>	<p><権限委任に係る基本的な考え方> ①権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とし、それ以外の職員は職務の内容や不在時の影響等を考慮して定める。 ②代行者が多くの最優先業務に関与する等の理由により業務負担が非常に高い場合も考慮されるため、災害時の業務負荷等を考慮して代行者を厳選する。 ③同一庁舎内で同時に被災する可能性もあるため、代行者にはほかの庁舎で勤務している者も含めることも検討する。</p>	補足追記
67	BCP	8	34	<p><庁舎耐震性の確保状況>の表</p>	別表6のとおり	時点修正
68	BCP	8	34	<p>6-1-2 課題 市機能の中核的な役割を担う水口庁舎本館は、1965年に建設された3階建ての鉄筋コンクリート造の建物である。 気象庁震度階級関係解説図表では、鉄筋コンクリート造建築物(耐震性が低い)は震度5強において「壊(はり)、甚(はり)、甚(はり)の部材に、ひび割れ・陥没が入ることがある。」とある。状況によっては、水口庁舎が使用不可能になる可能性がある。</p>	8.6.1.2 課題 市機能の中核的な役割を担う甲賀市役所庁舎本館は、2017年に建設された6階建ての免震構造・鉄骨造の建物であるが、火災、天井の崩落、設備の甚大な被害等、状況によっては庁舎内で業務の遂行ができなくなる恐れがある。 また、災害発生直後に庁舎の安全確認手順について、統一した手順が未整備であったため、初期段階で庁舎の使用可否判断が遅延する恐れがある。	時点修正
69	BCP	8	34	<p>(2) 代替施設の選定 水口庁舎が使えなくなことを想定し、甲南庁舎を代替施設と位置づけ、災害対策本部の設置や継続しなければならない業務を執務するための機能確保に努める。 市の所管(管理)している施設が代替施設として利用困難な場合等に備え、民間施設等と協定を締結するなど、代替施設の確保に努める。</p>	(2) 代替施設の選定 甲賀市役所庁舎が使えなくなことを想定し、甲南地域市民センターを代替施設と位置づけ、災害対策本部の設置や継続しなければならない業務を執務するための機能確保に努める。 市の所管(管理)している施設が代替施設として利用困難な場合等に備え、民間施設等と協定を締結するなど、代替施設の確保に努める。	時点修正
70	BCP	8	35	<p><安全な執務環境の確保状況>の表</p>	別表7のとおり	時点修正

71	BCP	8	35	<p>6-2-3 対策 市は、非常時優先業務を円滑に遂行するために、次の対策を推進し、安全な執務環境の確保に努める。</p>	<p>8.6.2.3 対策 市は、非常時優先業務を円滑に遂行するため、地域防災計画における第4章第5節第1の防災拠点の整備との整合を図りつつ、次の対策を推進し、安全な執務環境の確保に努める。</p>	<p>地域防災計画との整合を図るため</p>
72	BCP	8	36	<p><停電時電力の確保状況>の表</p>	<p>別表8のとおり</p>	<p>時点修正</p>
73	BCP	8	36	<p>6-3-2 課題 阪神・淡路大震災では、地震発生後に約260万軒が停電し、1日後には約6割が復旧したが、管内全域での応急送電完了まで7日間程度を要した(関西電力HPより)。特に地震発生直後に停電が発生した場合、各庁舎では、非常用発電機の稼働により必要最小限の電力供給を行う必要がある。</p>	<p>8.6.3.2 課題 阪神・淡路大震災では、地震発生後に約260万軒が停電し、1日後には約6割が復旧したが、管内全域での応急送電完了まで7日間程度を要した(関西電力HPより)。特に地震発生直後に停電が発生した場合、各庁舎では、非常用発電機の稼働により必要最小限の電力供給を行う必要がある。 また、停電が長時間に及んだ場合の対応も検討する必要がある。</p>	<p>時点修正</p>
74	BCP	8	36	<p>(3)その他 非常用発電機等の燃料を確保するため、石油供給団体と協力体制の構築に向け協議を進める。 停電が長時間に及んだ場合の対応も検討する。</p>	<p>(3)その他 非常用発電機等の燃料を確保するため、石油供給団体と協力体制の構築に向け協議を進める。</p>	<p>「その他」から「課題」へ修正</p>
75	BCP	8	37	<p>8.6.4 災害時情報通信手段の確保 8.6.4.1 現状 非常時優先業務の拠点となる各施設における災害時情報通信手段の現状は、以下の通りである。</p>	<p>8.6.4 災害時情報通信手段の確保 8.6.4.1 現状 非常時優先業務の拠点となる各施設における災害時情報通信手段の必要数及び確保数は、以下の通りである。</p>	<p>表現の適正化</p>
76	BCP	8	37	<p><災害時情報通信手段の確保状況>の表</p>	<p>別表9のとおり</p>	<p>時点修正</p>
77	BCP	8	38	<p><災害時情報システムの確保状況>の表</p>	<p>別表10のとおり</p>	<p>時点修正</p>
78	BCP	8	38	<p>6-5-3 対策 市は、非常時優先業務を円滑に遂行するために、次の対策を推進し、緊急時の情報システムの確保に努める。 (1)パソコンの転落・破損防止対策 各個人へ貸与の端末機(ノートパソコン)は固定できないが、帰宅時は机の中に入れておくと転落や落下による破損から守る措置を職員に周知させる。 (2)電源確保対策 機器を扱うためには、サーバ室を冷却するエアコンを1年中稼働する必要があるほか、端末機・プリンタ・ハブなどの周辺機器を含めた庁舎全体の電力確保について、「6-3 停電時電力の確保」も踏まえた対策を検討しなければならない。 (3)基幹システムの再稼働対策 発生時のシステム停止に備え、稼働再開に向けて、職員のほか、業者も含めた人的ネットワーク体制を確保する。</p>	<p>8.6.5.3 対策 市は、非常時優先業務を円滑に遂行するために、次の対策を推進し、可用性の確保に努める。 (1)ネットワークの冗長化 主要拠点間の光回線の冗長化を図る。 (2)電源確保対策 ネットワーク機器等庁舎全体の電力確保について、「8.6.3 停電時電力の確保」も踏まえた対策を検討する。 (3)基幹システムの再稼働対策 発生時のシステム停止に備え、稼働再開に向けて、職員のほか、業者も含めた人的ネットワーク体制を確保する。</p>	<p>時点修正</p>
79	BCP	8	39	<p><災害時備品の確保状況>の表</p>	<p>別表11のとおり</p>	<p>時点修正</p>
80	BCP	8	40	<p>6-7-1 現状 非常時優先業務の拠点となる各施設における災害時飲料水・食料の現状は、以下の通りである。</p>	<p>8.6.7.1 現状 非常時優先業務の拠点となる各施設における災害時飲料水・食料の現状は、甲賀市地域防災計画(資料編)第11章備蓄倉庫台帳を参照。</p>	<p>地域防災計画に記載しており、重複しているため</p>
81	BCP	—	—	<p><災害時飲料水・食料の確保状況>の表</p>	<p>削除</p>	<p>地域防災計画に記載しており、重複しているため</p>
82	BCP	8	40	<p>6-7-3 対策 市は、非常時優先業務を円滑に遂行するために、次の対策を推進し、飲料水・食料の確保に努める。 (1)職員用飲料水・食料の備蓄 被災者用の備蓄物資とは別に、災害対応職員の3日分程度の飲料水及び非常用食料の備蓄に努める。</p>	<p>8.6.7.3 対策 市は、非常時優先業務を円滑に遂行するために、次の対策を推進し、飲料水・食料の確保に努める。 (1)職員用飲料水・食料の備蓄 備蓄計画に基づき、被災者用の備蓄物資とは別に、災害対応職員の3日分程度の飲料水及び非常用食料の備蓄(職員約800人×3食×3日分=約7,200食)を進める。</p>	<p>時点修正</p>
83	BCP	8	41	<p>6-8-1 現状 非常時優先業務の拠点となる各施設における災害時トイレの現状は、以下の通りである。</p>	<p>8.6.8.1 現状 非常時優先業務の拠点となる各施設における災害時トイレの現状は、甲賀市地域防災計画(資料編)第11章備蓄倉庫台帳を参照。</p>	<p>地域防災計画に記載しているため</p>
84	BCP	—	—	<p><災害時トイレの確保状況>の表</p>	<p>削除</p>	<p>地域防災計画に記載しているため</p>
85	BCP	8	42	<p>8.7 業務継続体制の向上 8.7.1 教育・訓練等 発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続体制について検討した内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに発災時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要である。 したがって、市は、職員を対象とした研修会の実施や業務継続計画の配布(または庁内LANへの掲載)等により、計画内容の全庁的な周知に努める。 また、地域防災計画に基づき実施する防災訓練等において、訓練のテーマや内容に「業務継続」を盛り込み、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つことができるように配慮する。</p>	<p>8.7 業務継続体制の向上 8.7.1 教育・訓練等 発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続体制について検討した内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに発災時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要である。 市は、職員を対象とした研修会の実施や業務継続計画の配布(または庁内LANへの掲載)等により、計画内容の全庁的な周知に努める。 また、地域防災計画に基づき実施する防災訓練等において、訓練のテーマや内容に「業務継続」を盛り込み、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つことができるように配慮する。</p>	<p>表現の適正化</p>
86	BCP	8	42	<p>8.7.2 点検・是正 市は、業務継続力の向上を図るため、教育・訓練や計画の検証・実行等を通じて、課題の検討を行い、計画を更新するというPDCAサイクル(以下図参照)によるスパイラルアップに努め、必要に応じて、本計画を継続的に改善する。</p>	<p>8.7.2 点検・是正 市は、業務継続力の向上を図るため、教育・訓練や計画の検証・実行等を通じて、課題の検討を行い、計画を更新するというPDCAサイクル(以下図参照)によるスパイラルアップに努め、本計画を継続的に改善する。</p>	<p>表現の適正化</p>
87	BCP	8	43	<p>9.1 災害対策本部組織図 図 ※施設職員は、所属長の指示により参集する。</p>	<p>9.1 災害対策本部組織図 別紙3 参照 ※施設職員は、所属長の指示により参集する。 図削除</p>	<p>別紙に集約するため</p>
88	BCP	8	43	<p>災害対策本部体制事務分掌 図</p>	<p>9.2 災害対策本部体制事務分掌 別紙1 参照 ※各班の所掌事務分掌表以外の事務分掌は、市政組織規則の分掌事務等によるものとする。 図削除</p>	<p>別紙に集約するため</p>
89	BCP	—	—	<p>各班の連絡・情報発信関係図</p>	<p>削除</p>	<p>本計画内に記載しており、重複しているため</p>
90	別紙1	—	—	<p>職員配備人数</p>	<p>本体から削除</p>	<p>別紙集約及び時点修正</p>
91	別紙2	—	—	<p>災害発生時対応フロー</p>	<p>本体から削除</p>	<p>別紙集約及び時点修正</p>
92	別紙3	—	—	<p>災害対策本部組織図</p>	<p>本体から削除</p>	<p>別紙集約及び時点修正</p>
93	別紙4	—	—	<p>災害対策本部体制事務分掌</p>	<p>本体から削除</p>	<p>災害発生時対応フローへ集約</p>



産業経済部 農業委員会事務局	農林対応班	農業振興課
		林業振興課
	物資調達配給班	商工労政課
		観光企画推進課 農業委員会事務局
建設部 都市政策部	道路河川対応班	建設管理課
		建設事業課
		交通政策課
	住宅対応班	住宅建築課
都市計画課 都市基盤整備課		
上下水道部	上水道班	上水道課
		上下水道総務課①
	下水道班	下水道課
		上下水道総務課②
教育委員会 事務局	学校教育班	教育総務課 学校教育課
	食料支援班	教育総務課（各学校給食センター）
	社会施設班	社会教育課
		文化スポーツ課 歴史文化財課
議会部	議会班	議会事務局
		監査委員事務局
消防部	消防団	各方面隊 女性消防隊
消防本部	各消防署・分署	